

# なぎ放課後児童クラブ利用の手引き

## 令和5年度なぎ放課後児童クラブ利用申請について

なぎ放課後児童クラブは、保護者の就労等のため放課後の家庭保育が困難な児童に対し、一定時間の生活指導を行い、児童の健全な育成を図るものです。

### 1. 対象児童

奈義小学校に通う児童

※申請は年度ごとに必要です。令和4年度に利用されている方も、引き続き利用される場合は申請してください。

### 2. 利用要件

保護者の就労等により、放課後の家庭保育が困難な児童

※放課後の家庭保育が困難な児童とは、放課後児童クラブに入所する児童の保護者の方が次のいずれかの要件に該当する場合です。

要件	条件	入所期間
①就労	1か月に48時間以上労働することを常態としている場合	必要と認められる期間（ただし最長で年度末まで）
②妊娠・出産	予定日の前8週の属する月の初日から出産後8週の属する月の末日の期間にある場合	予定日の前8週の属する月の初日から出産後8週の属する月の末日まで
③疾病・障害	病気やけが、又は心身に障害を有している場合	①と同様
④介護	同居または長期入院等している親族の介護・看護をしている場合	①と同様
⑤災害復旧	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあっている場合	①と同様
⑥就学等	就学や職業訓練のため、児童の養育が出来ない場合	卒業予定日または終了予定日が属する月の末日までの期間
⑦求職活動中	求職活動中（起業準備を含む）であること。	認定開始日から90日目の属する月の末日まで
⑧社会的擁護	虐待やDVの恐れがあると認められる場合	①と同様
⑨育児休業	父または母の育児休業開始日に、すでに在籍している児童であること。	育児休業対象児が1歳6か月になる年度末まで。
⑩その他	奈義町が認める事由に該当するもの。	

※日常の家事・育児は保育の利用を必要とする要件にはなりません。

### 3. 提出書類の配布場所

- ・ なぎ放課後児童クラブ（広岡 1261 もしくは伝統文化等研修施設（文化センター北））
- ・ 奈義町教育委員会学事課（豊沢 327-1）
- ・ 奈義町ホームページ

### 4. 利用申請に必要な書類

- (1) 令和 5 年度なぎ放課後児童クラブ入所申請書
- (2) 令和 5 年度入所の必要性事由証明書 ※保護者全員の提出が必要です。
- (3) その他添付資料（入所の必要性事由証明書に記載されている必要書類。）

### 5. 申請受付期間

令和 4 年 12 月 1 日（木）～12 月 22 日（木）

結果通知発送予定：令和 5 年 2 月中旬

### 6. 申請場所・時間

- ・ なぎ放課後児童クラブ 放課後～18：00（土・日・祝日を除く）
- ・ 奈義町教育委員会学事課 8：30～17：15（土・日・祝日を除く）

### 7. 年度途中入所

利用開始希望日の 2 週間前までに申請。

※定員に達している場合は、利用が可能な状況になるまで待機となります。その後、利用可能な状況になり次第、通知をお送りします。

# 令和5年度なぎ放課後児童クラブ利用のきまり

## 1. 運営場所

所在地	電話番号
奈義小学校敷地内	0868-36-5133
伝統文化等研修施設（文化センター北）	0868-36-3636

※利用者数増加に伴い、2拠点で受け入れを行ないます。

各施設の受入学年等については、申込状況により、調整します。

## 2. 開所時間

(1) 平日 : 放課後から午後6時まで

(2) 土曜日(1、2年生対象) : 原則午前8時30分から午後6時まで

※利用の際は利用月の前月20日までに別途申請が必要

(3) 学校休業日・長期休暇 : 原則午前8時30分から午後6時まで  
(学期中の代休や長期休暇の平日)

(4) 開所しない日

- 1) 日曜日、祝日、お盆(8月13日～15日) 年末年始(12月28日～1月4日)
- 2) 感染症等の病気になった場合、完治するまで利用できません。また、所属クラスが学級閉鎖・学校閉鎖等になった場合も、解除されるまで利用できません。
- 3) 臨時休校になった場合は可能な限りお預かりします。なお、気象状況等により、時間内であっても保護者に連絡をとり、保護者と帰宅していただくこともあります。
- 4) 緊急事態等のときは、休所する場合があります。

## 3. 欠席の連絡

欠席する場合は、奈義小学校及び児童クラブに、必ず保護者から事前に連絡をお願いします。

## 4. 緊急連絡

臨時休校時の開所等、児童クラブの運営に関わる連絡は①無線放送と②緊急連絡メール※にて行います。体調不良等の児童に関わる連絡は「令和4年度なぎ放課後児童クラブ入所申請書」に記載された緊急連絡に行います。

※登録方法については、別途お知らせします。

## 5. 送迎等

(1) 登校日は学校から来所(伝統文化等研修施設に通う児童は徒歩で移動)

(2) 登校日以外は保護者が送迎。保護者の就労時間に合わせて、開所時間中に必ず児童クラブの入口までお迎えに来てください(支援員と対面での引き渡しをお願いします)。

※兄弟の下校時にクラブに在籍する弟妹と一緒に下校することができます。

## 6. 使用料・納付方法

種別	使用料		おやつ代
金額	月額 6,000 円※ (月の使用が 10 日未満の場合は日額 300 円)		日額 70 円
納付方法	口座引落／指定金融機関に納入		各クラブで集金
納期	口座引落	現金納入	利用翌月の初旬まで
	利用翌月の 25 日まで (土日祝日の場合は翌営業日)	利用翌月の月末まで	

※土曜利用の場合、別途 1 回 500 円、おやつ 50 円

## 7. 使用料金の減免

- (1) 同一世帯（同一保護者）で、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者が 2 人以上いる場合は、出生の最も早い者から順次数えて第 2 人目は半額を減額、3 人目以降は全額を減額。
- (2) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護を受けている世帯。ただし、生活保護法の適用のあった日の属する月から廃止された日の属する月までとする。
- (3) 災害、その他により当該年度において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった世帯又はこれに準ずると認められる世帯
- (4) 準要保護家庭に該当している世帯又は準要保護家庭に相当する世帯

## 8. 退所について

入所期間内に退所される方は退所届を提出してください。提出様式は教育委員会学事課、児童クラブまたは奈義町ホームページにあります。

## 9. 入所決定の取り消し

次の場合、入所決定を取り消すことがあります。

- (1) 家庭保育が困難な児童でなくなった場合
- (2) 提出書類の内容に偽りが判明した場合
- (3) 正当な理由なく 1 か月以上出席しない場合
- (4) 2 か月以上使用料が滞納になり、催促しても納入されない場合
- (5) 児童または保護者が、「支援員の指導に何度も従わない」、「支援員・他の児童への暴力・迷惑行為」、「施設・備品等の損壊等を行う」等クラブの管理・運営に支障を及ぼす場合
- (6) 児童のお迎えが閉所時間を超過することが頻繁にある場合
- (7) その他、放課後児童クラブの運営に反する時

## 10. その他

- (1) 児童クラブでは、傷害保険に加入しておりますが、事故の状況によっては、保険対象外となる場合があります。その場合は保護者に賠償頂くこととなりますのでご注意ください。
- (2) 施設や備品の破損や、他人に怪我等をさせた場合、費用は保護者負担となります。